報道資料

函 財 税 令和6年(2024年)5月31日

報道機関各位

函館市財務部税務室 定額減税調整給付金担当課長

函館市定額減税調整給付金に係るコールセンターの開設について

このことについて、別添資料のとおりコールセンターを開設しますので、 報道・取材方よろしくお願いいたします。

※お問い合わせ先函館市財務部税務室定額減税調整給付金担当電話 0138-21-3909

1 函館市定額減税調整給付金コールセンターの開設

定額減税により、控除しきれなかった方については、調整給付金の支給対 象となります。

現在,支給に必要な確認書の送付に向けた準備を進めておりますが,給付金の申請・手続き方法等,市民の方からの問い合わせ対応を行うコールセンターを令和6年6月3日(月)に開設します。

(1) 名 称:函館市定額減税調整給付金コールセンター

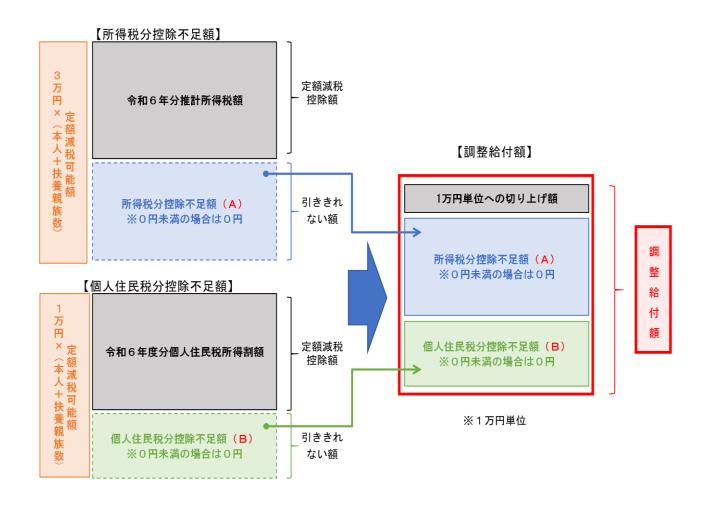
(2) 電話番号: 0120-300-646 (フリーダイヤル)

(3) 受付時間:午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

2 函館市定額減税調整給付金の概要

中米口品	令和6年分の所得税および個人市道民税において実施する
事業目的	
	定額減税の恩恵を十分に受けることができないと見込まれ
	る方に、減税しきれなかった額を給付します。
支給対象	令和6年度において定額減税を受けられる方のうち,以下の
	いずれにも当てはまる方
	○定額減税可能額(別紙下段※1参照)が「令和6年分推計
	所得税額(別紙下段※2参照)」または「令和6年度分個人
	住民税所得割額」を上回る方
	○前年の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者
支 給 額	算定方法は、別紙のとおり
申請方法	支給対象と見込まれる方には、令和6年7月1日以降に市か
	ら確認書を送付します。
	市から送られた確認書の内容を確認のうえ, 返送してくださ
	い。(もしくは確認書に記載の二次元コードを読み取り、手
	続きを行ってください。)
支給時期	確認書を受付後(または二次元コードの読み取りによるオン
	ライン申請を受付後), 3週間程度で支給予定です。
	なお、受付状況等により、支給が前後する場合があります。
申請期限	令和6年10月31日(木)必着
	期限までに確認書の返送(またはオンライン申請)がない場
	合、本給付金の受給を辞退したものとみなします。

支給額(調整給付額)の算定方法



※1 定額減税可能額

定額減税可能額の計算式

- ·所得税分 = 3万円 \times (本人+扶養親族数)
- ・住民税所得割分 = 1万円 × (本人+扶養親族数)
- (例) 配偶者含め3人扶養している場合の定額減税可能額は以下のとおり
 - ・所得税分 = 3万円 × (1+3) = 12万円
 - ・住民税所得割分 = 1万円 × (1+3) = 4万円

※2 令和6年分推計所得税額

事務処理基準日(6月3日)時点で入手可能な令和5年中の所得等をもとに算出した所得税額(復興特別所得税は含まれておりません。)。